

令和四年度第七回（十月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和4年度諫早市農業委員会 第7回総会議事録

1 開催日時 令和4年10月28日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後2時40分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 中川一範 8番 松尾正晴 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 16番 周防克己

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人) 9番 長谷川 博

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農業用施設届出書受理の件

第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利 次 長 増山義洋 主任 半田智也

事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和4年度 諫早市農業委員会 第7回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、9番・長谷川博委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に3番・中尾貞治委員、11番・中島康範委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、長田地区、正久寺町の農地1筆、77㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,197㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、長田地区、正久寺町の農地3筆、計77㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は38,609㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約6年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、長田地区、白浜町の農地1筆、609.32㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,480.32㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約37年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

4番と5番は譲受人が同一の為、併せて説明いたします。

4番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、52㎡、

5番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、138㎡、計2筆190㎡を、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,696㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約25年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。議案第1号については以上となっております。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番から3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ・白菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、かぼちゃ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番から3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番と5番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番と5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜・バレイショ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、栄田町の畑1筆、213㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地となっております。農地の立地基準については、水道及び下水道の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等がある農地ですので、第3種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するもので、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ、汚水については下水道に接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しております。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、平山町の畑2筆、計627㎡について、残土仮置き場用地とする一時転用の申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は賃貸借権設定2年、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、開発工事に伴う残土を一時的に仮置きするための一時転用となります。被害防除計画ですが、造成は行わず現状のまま利用し、搬入残土の高さは2mとし1,000㎡を予

定しております。全体をブルーシートで覆い、杭で固定し雨水等での土砂の流出を防ぎます。雨水は、自然流下で道路側溝へ、汚水は発生いたしません。隣接する農地は無く、資金については残高証明書で確認しております。

2番、真津山地区、貝津町の畑3筆、計342㎡について、駐車場用地7台分とする転用申請で、区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は申請地の北側に造成中の宅地分譲地59区画分の来客用駐車場と自社の来客用駐車場を整備するものです。自社の駐車場として使用しない期間は貸駐車場として使用します。申請地の造成は行わず、整地のみを行い被害の発生が無いようにします。雨水は素掘りの側溝を経由し道路側溝へ放流し、汚水等については発生いたしません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については残高証明書で確認しております。

3番、真津山地区、破籠井町の畑1筆390㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。本件は先月の総会において、開発申請が取下げられたことにより転用申請の取下げがあったものです。なお、一部事前着工がなされていたことから指導を行い覆土による復旧がされ、顛末書の提出がっております。契約内容は使用貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。親族間による貸借です。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、土地の造成は切土を施し、法面保護により土砂の流出を防ぎます。雨水については新たに側溝を設置し既存の水路に放流し、汚水等については合併浄化槽を設置する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法の開発許可申請中です。

4番、本野地区、上大渡野町の畑1筆364㎡について、事業所用地（仮設プレハブ及び駐車場）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請人の会社は小野地区にありますが、大村・東彼地区にも現場があることから従業員の中継地として利用する計画です。広域農道諫早西部線沿いにあり、道路から下がっているため乗り入れを整備し利用します。雨水については自然流下、汚水等については発生しません。隣接する農地はなく、資金は残高証明書で確認しています。

5番、森山地区、森山町唐比北の畑1筆499㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地の造成は整地程度で利用し、雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については融資証明書で確認しております。

6番、飯盛地区、飯盛町中山の畑3筆712㎡と併用地の原野1筆142㎡の計

854㎡について、住宅用地（集合住宅）とする転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているため第1種農地に該当しておりますが、既存の集落に接続するため不許可の例外に該当しております。申請地ですが、木造2階建14部屋分のアパートを1棟建築する計画です。造成については整地程度です。雨水は側溝通って既設の道路側溝へ放流、汚水等については合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については融資証明書で確認しております。以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

委員 一時転用2年という申請なので最終的には農地への復旧が条件になりますが、周囲には農地はありません。普通であれば転用がされるような場所だとは思いますが、なぜ一時転用の申請となっているのか説明をお願いします。宅地開発するのであれば最初からそのような申請をすればいいのではないかと。

事務局 確かに隣接地は開発中なので、今回の申請地についても、いずれは開発され農地以外になると想定されますが、この土地については、その開発区域には入っておりません。今回の件は、残土が別の場所にあつて、その場所から至急撤去を求められていることから、早急に賃貸借契約を結んで残土を仮置きしたいとのことと。

議長 ほかにご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であるとの意見でした。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であるとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 4番について、何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番と2番は、借人が同一の案件です。

1 番、森山地区、森山町下井牟田の農地 1 筆、578㎡、

2 番、森山地区、森山町下井牟田の農地 1 筆、282㎡の計 2 筆 860㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

3 番、飯盛地区、飯盛町野中の農地 6 筆、計 4,073㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申出です。申出人は、バレイショ、人参等の生産を主体に経営されています。

以上、1 番から 3 番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。議案第 4 号の 1 番から 3 番については、以上となっております。

議 長 事務局から説明がありましたが、1 番から 3 番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番から 3 番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1 番から 3 番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第 4, 5 号) 続きまして、関連がありますので、議案第 4 号の 4 番から 24 番、議案第 5 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号の 4 番、森山地区、森山町田尻の農地 2 筆、計 14,707㎡を、議案第 5 号の 1 番に使用貸借 10 年で再設定とする農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、引き続き農業を行います。

議案第 4 号の 5 番、森山地区、森山町田尻の農地 2 筆、計 4,854㎡を、議案第 5 号の 2 番に使用貸借 10 年で再設定とする農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、引き続き農業を行います。

議案第 4 号の 6 番、森山地区、森山町田尻の農地 3 筆、計 6,650㎡を、議案第 5 号の 3 番に使用貸借 10 年で再設定とする農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、引き続き農業を行います。

議案第 4 号の 7 番、森山地区、森山町本村の農地 2 筆、5,996㎡を、議案第 5 号の 4 番に使用貸借 10 年で再設定とする農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、麦、露地野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、引き続き農業を行います。

議案第 4 号の 8 番、森山地区、森山町本村の農地 2 筆、14,613㎡を、議案第 5 号の 5 番に使用貸借 10 年で再設定とする農用地利用配分計画です。権利の設

定を受ける者は、麦、大豆、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、引き続き農業を行います。

議案第4号の9番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、3,009㎡、

議案第4号の10番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,092㎡、

議案第4号の11番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、2,364㎡、

議案第4号の12番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,073㎡、合計4筆、7,538㎡を、議案第5号の6番に賃貸借10年及び使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、バレイショ、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大及び農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の13番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、3,300㎡、

議案第4号の14番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、4,058㎡、

議案第4号の15番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,171㎡、合計3筆、

8,529㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、露地野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の16番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,423㎡、

議案第4号の17番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,047㎡、

議案第4号の18番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、775㎡、

議案第4号の19番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、792㎡、

議案第4号の20番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,480㎡、

議案第4号の21番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、623㎡、

議案第4号の22番、飯盛地区、飯盛町開の農地2筆、計3,138㎡、合計8筆、9,278㎡を、議案第5号の8番に賃貸借10年及び使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、バレイショ、人参、ブロッコリー等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の23番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,576㎡を、議案第5号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、バレイショの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の24番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、19,445㎡を、議案第5号の10番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第4号議案の4番から24番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から10番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成され

たものであります。議案第4号の4番から24番と議案第5号については、以上となっております。

議長 議案第4号の4番から24番、また、議案第5号の1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の4番から24番を許可し、議案第5号の1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の4番から24番を許可し、議案第5号の1番から10番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、小栗・飯盛地区から1件、小野地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から1件、小長井地区から1件、合計6件の届出が出ております。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

飯盛地区から7件の通知が出ています。解約理由としましては、6件が農地中間管理事業に取り組むため、残りの1件が耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、仲沖町の畑3筆270㎡を住宅用地分譲宅地2区画にする売買の届出です。

2番、諫早地区、仲沖町の田1筆1,255㎡を住宅用地分譲宅地5区画にする売買の届出です。

3番、諫早地区、福田町の畑1筆260㎡を住宅用地一般住宅にする使用貸借の届出です。

4番、小野地区、川内町の田1筆1,003㎡を住宅用地共同住宅8戸にする使用貸借の届出です。

5番、真津山地区、貝津町の畑2筆375㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

6番、真津山地区、貝津町の畑1筆198㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

7番、多良見地区、多良見町化屋の畑2筆1,246㎡を住宅用地共同住宅14戸にする売買の届出です。

8番、多良見地区、多良見町圀の畑1筆570㎡を住宅用地戸建賃貸住宅6棟にする賃貸借の届出です。

9番、多良見地区、多良見町中里の畑1筆308㎡を住宅用地一般住宅にする売買の届出です。

10番、多良見地区、多良見町市布の畑2筆682㎡を住宅用地共同住宅及び駐

車場にする売買の届出です。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、栄田町の畑1筆、190㎡の内16.36㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

2番、真津山地区、久山町の畑1筆、1,021㎡の内199.13㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

3番、小長井地区、小長井町井崎の畑1筆、415㎡の内55.67㎡に業用倉庫を設置する届出です。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」につきましてご報告いたします。

小栗地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から1件、合計3件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 5件。

議案第2号 農地法第4条許可 1件。

議案第3号 農地法第5条許可 6件。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 24件。

議案第5号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 10件。

以上、審議件数は、全部で46件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 長 それでは、これをもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____